別紙様式第８号（第100条の６関係）

（日本産業規格Ａ４）

経　営　強　化　計　画

年　　月　　日提出

（提出者）本店又は主たる
事務所の所在地
商号又は名称
代　　表　　者　役職・氏名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第34条の９の３第１項の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。

記

［第１・第２　略］

第３　責任ある経営体制の確立のために行う方策に関する事項（経営強化計画を提出する金融機関等が協同組織金融機関（法第２条第１項第３号、第４号、第６号及び第７号に掲げる金融機関等に限る。以下同じ。）の場合にあっては、「職務の独立性を強化するために必要な要件を満たす監事の選任その他の責任ある経営体制の確立に関する事項」とする。）

第４　中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の業務実施金融機関が主として業務を行う地域における経済の活性化に資する方策（経営強化計画を提出する金融機関等が法第34条の９の３第１項の申込みをする場合に限り、当該場合以外の場合にあっては、「業務実施金融機関が業務を行う地域における信用供与の実施に関する事項」とする。）

第５　協定銀行による株式等の引受け等に係る事項（経営強化計画を提出する金融機関等又は金融機関等に係る銀行持株会社等が法第34条の９の３第１項の規定により適用する法第15条第１項の申込みをする場合に限る。）

第６・第７　［略］

第８　剰余金の処分の方針（経営強化計画を提出する金融機関等又は金融機関等に係る銀行持株会社等が法第34条の９の３第１項の申込みをする場合に限る。）

第９　財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策（経営強化計画を提出する金融機関等又は金融機関等に係る銀行持株会社等が法第34条の９の３第１項の申込みをする場合に限る。）

（記載上の注意）

［１．～４．　略］

５．責任ある経営体制の確立のために行う方策に関する事項

⑴　経営強化計画を提出する金融機関等が協同組織金融機関であるときは、「一人以上の独立員外監事を含む二人以上の員外監事の選任に関する事項」について、具体的な実施時期とともに次の事項を記載すること。

①　２人以上の員外監事（第３条第２項又は労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令第３条第２項に規定する員外監事をいう。以下同じ。）がいない場合において、１人以上の独立員外監事（法第34条の９の３第１項第３

別紙様式第８号（附則第７条関係）

（日本産業規格Ａ４）

経　営　強　化　計　画

年　　月　　日提出

（提出者）本店又は主たる
事務所の所在地
商号又は名称
代　　表　　者　役職・氏名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第９条第１項の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。

記

［第１・第２　同左］

［加える。］

第３　中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の業務実施金融機関が主として業務を行う地域における経済の活性化に資する方策（経営強化計画を提出する金融機関等が法附則第９条第１項の申込みをする場合に限り、当該場合以外の場合にあっては、「業務実施金融機関が業務を行う地域における信用供与の実施に関する事項」とする。）

第４　協定銀行による株式等の引受け等に係る事項（経営強化計画を提出する金融機関等又は金融機関等に係る銀行持株会社等が法附則第９条第１項の規定により法第15条第１項の申込みをする場合に限る。）

第５・第６　［同左］

第７　剰余金の処分の方針（経営強化計画を提出する金融機関等又は金融機関等に係る銀行持株会社等が法附則第９条第１項の申込みをする場合に限る。）

第８　財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策（経営強化計画を提出する金融機関等又は金融機関等に係る銀行持株会社等が法附則第９条第１項の申込みをする場合に限る。）

（記載上の注意）

［１．～４．　同左］

［加える。］